

今後の経済・社会の変化に対応した不動産業の健全な発展と振興を図るために講すべき措置についての第二次答申

平成6年3月10日

住宅宅地審議会

まえがき

今後の経済・社会の変化に対応した不動産業の健全な発展と振興を図るために講すべき措置については、当審議会において既に昭和62年に第一次答申を行ったところであるが、平成5年1月29日に建設大臣より検討再開の依頼を受け、宅地部会に不動産業小委員会を設置して賃貸住宅の流通及び管理業務の整備の問題について慎重に審議を重ねてきた。その結果、今般住宅の賃貸借媒介等及び管理委託に関する標準契約書について結論を得たので答申する。

住宅の賃貸借媒介等に関しては、実際に行われている契約は口頭によるものが多く、その内容も不明確なものが多いため、依頼者と業者の間で少なからぬ紛争がみられる。このような状況を改善するためには、契約の書面化を進めることにより、当事者の権利義務の内容を明確化することが必要である。また、賃貸住宅の管理委託契約も、業者により内容が不明確であるなど不十分なものが多いため、少なくとも業者の業務上の権限及び責任、管理業務の執行方法等の基本的事項については明確化し、標準化を図る必要がある。

このような事情にかんがみ、当審議会において、住宅の賃貸借媒介等及び管理委託の実態、宅地建物取引業法を始めとする諸法令等を踏まえ、住宅の賃貸借媒介等及び管理委託に関する契約の内容を類型化し、これらの契約を行う場合に指針とされるべき五種類の標準的な契約書を策定した。

政府におかれては、本答申の趣旨に従って、速やかに、国民への周知、関係業界に対する指導等所要の措置を講ずるよう要望する。

当審議会においてこの件に関し審議に参加した委員、臨時委員及び専門委員は、次のとおりである。

(委 員)

亀井正夫	安藝哲郎	石橋信夫
内仲英輔	大富宏	小笠原正男
唐沢平治	河野正三	澤田光英
高野博	高橋公子	高橋弘篤
竹居照芳	巽和夫	田中順一郎

玉田弘毅
西村正信
藤原まり子
渡辺房枝

長洲一圭
花岡三雄
増澤高

成田頼明
日端雄康
横溝雅夫

(臨時委員)

飯原一乗

稻本洋之助

(専門委員)

大内健介
田中啓一
丸山英氣

川崎達文
中嶋文雄

川合宏俊
中村之章

なお、西原俊策氏は専門委員として任命されたが、大内健介氏と交代した。

目 次

第1. 住宅の標準賃貸借媒介契約書（借主用）	1
第2. 住宅の標準賃貸借媒介契約書（貸主用）	6
第3. 住宅の標準賃貸借代理契約書（貸主用）	12
第4. 住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書（一括委託型）	17
第5. 住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書（一部委託型）	31

住宅の標準賃貸借媒介契約書（借主用）

1. この契約は、目的物件について、賃貸借媒介を当社に依頼するものです。
2. 依頼者は、この契約と同じ賃貸借目的で賃貸借媒介又は賃貸借代理を、当社以外の業者に重ねて依頼することができます。
3. 依頼者は、自ら発見した相手方と賃貸借契約を締結することができます。
4. この契約の有効期間は、1か月です。

依頼者（以下「甲」といいます。）は、この契約書により、頭書(1)に記載する甲の依頼の目的である物件（以下「目的物件」といいます。）について、賃貸借媒介業務（別表に掲げる業務をいいます。）を宅地建物取引業者（以下「乙」といいます。）に委託し、乙はこれを承諾します。

年　月　日

甲・依頼者

住所

印

乙・宅地建物取引業者

氏名

印

商号（名称）

代表者

印

主たる事務所の所在地

免許証番号

(1) 貸貸借の目的物件

建 物	名 称			
	所在地			
	住戸番号	号室	間 取 り	() LDK・DK・K／ワードル／
	面 積	m ²		
住 戸 設 備 等	トイレ 浴室 シャワー 給湯設備 ガスこんろ 冷暖房設備	専用（水洗・非水洗）・共用（水洗・非水洗） 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無		
	使用可能電気容量 ガス 上水道 下水道	() アンペア 有（都市ガス・プロパンガス）・無 水道本管より直結・受水槽・井戸水 有（公共下水道・浄化槽）・無		
附 属 施 設	駐車場 自転車置場 物置 専用庭	含む・含まない 含む・含まない 含む・含まない 含む・含まない 含む・含まない		

(2) 賃貸借条件

賃料	月額()円	共益費	月額()円
敷金	賃料の()か月分相当額 ()円	その他 一時金	
附属施設	種類		
	使用料	その他	

(3) 賃貸借媒介報酬

賃貸借媒介報酬	頭書(2)に記載する賃料の__か月分相当額に消費税額を合計した額
---------	----------------------------------

(4) 有効期間

始期	年 月 日	
終期	年 月 日	1か月

(賃貸借媒介報酬の支払い)

第1条 乙の賃貸借媒介によって目的物件の賃貸借契約が成立したときは、甲は、乙に対して、頭書(3)に記載する報酬（以下「賃貸借媒介報酬」といいます。）を支払わなければなりません。

2 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを賃貸借契約の当事者に交付した後でなければ、賃貸借媒介報酬を受領することができません。

(直接取引)

第2条 この契約の有効期間内又は有効期間の満了後3か月以内に、甲が乙を排除して目的物件の貸主と賃貸借契約を締結したときは、乙は、甲に対して、契約の成立に寄与した割合に応じた相当額の報酬を請求することができます。

(依頼者の通知義務)

第3条 甲は、この契約の有効期間内に、他の物件の賃貸借契約の締結その他の事由により、この契約を継続する必要がなくなったときは、直ちに、その旨を乙に通知しなければなりません。

2 甲が前項の通知を怠った場合において、乙が当該賃貸借契約の成立後善意で甲のために賃貸借媒介業務に要する費用を支出したときは、乙は、甲に対して、その費用の償還を請求することができます。

(賃貸借契約成立以前の金員の受領の禁止)

第4条 乙は、目的物件の賃貸借契約が成立する以前に、いかなる名義をもってするかを問わず、甲に対して、金員を預けるよう要請することができません。

2 乙は、目的物件の賃貸借契約が成立する以前に、甲の依頼により甲から金員を預かった場合には、契約の成立のいかんにかかわらず、当該金員を甲に返還しなければなりません。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、賃貸借媒介業務上取り扱ったことについて知り得た甲の個人情報は、甲の承諾がない限り、賃貸借媒介業務の目的以外に使用することができません。

(有効期間)

第6条 この契約の有効期間は、頭書(4)に記載するとおりとします。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙がこの契約に定める義務の履行に関してその本旨に従った履行をしない場合には、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができます。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、この契約を解除することができます。

- 一 乙がこの契約に係る重要な事項について故意若しくは重大過失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき。
- 二 乙が宅地建物取引業に関する著しく不当な行為をしたとき。

(特約)

賃貸借媒介業務

業務内容	業務実施要領
(1) 貸主等との連絡調整	目的物件の貸主又は貸主の依頼を受けた業者と連絡を取り、賃貸借契約の成立に向けて尽力する。
(2) 重要事項の説明	<p>イ 権利関係、設備関係、賃貸借条件等の必要な事項を確認し、重要事項説明書を作成する。</p> <p>ロ 重要事項説明書に基づき、甲に対し、重要事項の説明を行う。</p>
(3) 賃貸借契約の締結の補助	<p>イ 賃貸借契約書の作成を補助する。</p> <p>ロ 賃貸借契約書に甲と貸主の双方の署（記）名押印を取り、双方に賃貸借契約書を交付する。</p>

住宅の標準賃貸借媒介契約書（貸主用）

1. この契約は、目的物件について、賃貸借媒介を当社に依頼するものです。
2. 依頼者は、目的物件の賃貸借媒介又は賃貸借代理を、当社以外の業者に重ねて依頼することができます。
3. 依頼者は、自ら発見した相手方と賃貸借契約を締結することができます。
4. この契約の有効期間は、3か月です。

依頼者（以下「甲」といいます。）は、この契約書により、頭書(1)に記載する甲の依頼の目的である物件（以下「目的物件」といいます。）について、賃貸借媒介業務（別表に掲げる業務をいいます。）を宅地建物取引業者（以下「乙」といいます。）に委託し、乙はこれを承諾します。

年　月　日

甲・依頼者	住所	印
	氏名	
乙・宅地建物取引業者	商号（名称）	印
	代表者	
	主たる事務所の所在地	
	免許証番号	

(1) 貸貸借の目的物件

名称			
所在地			
構造	造 階建	工事完了年月	年 月
住戸番号	号室	間取り	() LDK・DK・K/ワード
面積	m ²		

(2) 依頼する乙以外の宅地建物取引業者

商号又は名称	主たる事務所の所在地

(3) 貸貸借条件

賃料	月額()円	共益費	月額()円
敷金	賃料の()か月分相当額 ()円	その他 一時金	
附属施設	種類	その他	
	使用料		

(4) 賃貸借媒介報酬

賃貸借媒介報酬	頭書(3)に記載する賃料の___か月分相当額に消費税額を合計した額
---------	-----------------------------------

(5) 有効期間

始 期	年 月 日	3か月
終 期	年 月 日	

(重ねて依頼する業者の明示)

- 第1条 甲は、目的物件の賃貸借媒介又は賃貸借代理を乙以外の宅地建物取引業者に依頼するときは、その宅地建物取引業者を乙に明示しなければなりません。
- 2 この契約の締結時において既に依頼をしている宅地建物取引業者の商号又は名称及び主たる事務所の所在地は、頭書(2)に記載するものとし、その後において更に他の宅地建物取引業者に依頼をしようとするときは、甲は、その旨を乙に通知するものとします。

(賃貸借条件に関する意見の根拠の明示)

- 第2条 乙は、頭書(3)に記載する賃貸借条件の決定に際し、甲に、その条件に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明しなければなりません。

(賃貸借条件の変更の助言等)

- 第3条 乙は、賃貸借条件が地価や物価の変動その他事情の変更によって不適当と認められるに至ったときは、甲に対して、賃貸借条件の変更について根拠を示して助言します。
- 2 甲は、賃貸借条件を変更しようとするときは、乙にその旨を協議しなければなりません。

(賃貸借媒介報酬の支払い)

- 第4条 乙の賃貸借媒介によって目的物件の賃貸借契約が成立したときは、甲は、乙に対して、頭書(4)に記載する報酬（以下「賃貸借媒介報酬」といいます。）を支払わなければなりません。
- 2 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを成立した賃貸借契約の当事者に交付した後でなければ、賃貸借媒介報酬を受領することができません。

(敷金等の引渡し)

- 第5条 乙は、目的物件の賃貸借契約の成立により受領した敷金その他一時金を、速やかに、

甲に引き渡さなければなりません。

(特別依頼に係る費用の支払い)

第6条 甲が乙に特別に依頼した広告等の業務の費用は甲の負担とし、甲は、乙の請求に基づいて、その実費を支払わなければなりません。

(直接取引)

第7条 この契約の有効期間内又は有効期間の満了後3か月以内に、甲が乙の紹介によって知った相手方と乙を排除して目的物件の賃貸借契約を締結したときは、乙は、甲に対して、契約の成立に寄与した割合に応じた相当額の報酬を請求することができます。

(費用償還の請求)

第8条 この契約の有効期間内に甲が乙に明示していない宅地建物取引業者に目的物件の賃貸借媒介又は賃貸借代理を依頼し、これによって賃貸借契約を成立させたときは、乙は、甲に対して、賃貸借媒介業務に要した費用の償還を請求することができます。

2 前項の費用の額は、賃貸借媒介報酬額を超えることはできません。

(依頼者の通知義務)

第9条 甲は、この契約の有効期間内に、自ら発見した相手方と目的物件の賃貸借契約を締結したとき、又は乙以外の宅地建物取引業者の賃貸借媒介若しくは賃貸借代理によって目的物件の賃貸借契約を成立させたときは、遅滞なく、その旨を乙に通知しなければなりません。

2 甲が前項の通知を怠った場合において、乙が当該賃貸借契約の成立後善意で甲のために賃貸借媒介業務に要する費用を支出したときは、乙は、甲に対して、その費用の償還を請求することができます。

(有効期間)

第10条 この契約の有効期間は、頭書(5)に記載するとおりとします。

(更新)

第11条 この契約の有効期間は、甲及び乙の合意に基づき、更新することができます。

2 前項の更新をしようとするときは、有効期間の満了に際して、甲から乙に対し、文書でその旨を申し出るものとします。

3 前二項による有効期間の更新に当たり、甲乙間で契約の内容について別段の合意がなされなかったときは、従前の契約と同一内容の契約が成立したものとみなします。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙がこの契約に定める義務の履行に関してその本旨に従った履行をしない場

合には、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができます。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、この契約を解除することができます。

一 乙がこの契約に係る重要な事項について故意若しくは重大過失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき。

二 乙が宅地建物取引業に関して著しく不当な行為をしたとき。

(特約)

(別表)

賃貸借媒介業務

業務内容	業務実施要領
(1) 賃貸借条件の提案	情報誌、業者チラシ等の収集及び現地視察により、近隣の賃貸物件の相場を調査し、賃料の査定を行う。
(2) 物件の紹介	<p>イ 紹介図面を作成する。</p> <p>ロ 必要に応じて、目的物件について、指定流通機構への登録、他の業者への紹介、情報誌への広告等を行う。</p> <p>ハ 借希望者からの問合せ、借希望者の来店等に対応して、目的物件の説明、現地への案内等を行う。</p>
(3) 入居者選定の補助	<p>イ 賃料支払能力の確認等借希望者に係る調査及び保証能力の確認等連帯保証人に係る調査を行う。</p> <p>ロ 借希望者に対し、最終的な賃貸借の意思の確認を行う。</p> <p>ハ 上記調査の結果を甲に報告するとともに、賃貸借の意思の確認を行う。</p>
(4) 重要事項の説明	<p>イ 権利関係、設備関係、賃貸借条件等の必要な事項を確認し、重要事項説明書を作成する。</p> <p>ロ 重要事項説明書に基づき、借希望者に対し、重要事項の説明を行う。</p>
(5) 賃貸借契約の締結の補助	<p>イ 賃貸借契約書の作成を補助する。</p> <p>ロ 賃貸借契約書に甲と借主の双方の署（記）名押印を取り、双方に賃貸借契約書を交付する。</p> <p>ハ 敷金等を借主から受領し、速やかに、甲に引き渡す。</p>
(6) 鍵の引渡し	借主に鍵を引き渡す。

住宅の標準賃貸借代理契約書（貸主用）

1. この契約は、目的物件について、賃貸借代理を当社に依頼するものです。
2. 当社は、目的物件の賃貸借代理業務に関して、広く賃貸借契約の相手方を探査し、契約の成立に向けて積極的に努力します。
3. 依頼者は、目的物件の賃貸借媒介又は賃貸借代理を、当社以外の業者に重ねて依頼することができません。
4. 依頼者は、自ら発見した相手方と賃貸借契約を締結することができます。
5. この契約の有効期間は、3か月です。

依頼者（以下「甲」といいます。）は、この契約書により、頭書(1)に記載する甲の依頼の目的である物件（以下「目的物件」といいます。）について、賃貸借代理業務（別表に掲げる業務をいいます。）を宅地建物取引業者（以下「乙」といいます。）に委託し、乙はこれを承諾します。

年　月　日

甲・依頼者	住所	印
	氏名	
乙・宅地建物取引業者	商号（名称）	
	代表者	印
	主たる事務所の所在地	
	免許証番号	

(1) 賃貸借の目的物件

名 称			
所在地			
構 造	造 階建	工事完了年月	年 月
住 戸 番 号	号室	間 取り	() LDK・DK・K/ワクル
面 積	m ²		

(2) 賃貸借条件

賃料	月額()円	共益費	月額()円
敷金	賃料の()か月分相当額 ()円	その他 一時金	
附屬施設	種 類	その他	
	使用料		

(3) 賃貸借代理報酬

賃貸借代理報酬	頭書(2)に記載する賃料の__か月分相当額に消費税額を合計した額
---------	----------------------------------

(4) 有効期間

始 期	年 月 日	3か月
終 期	年 月 日	

(成約に向けての積極的努力義務)

第1条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。

- 一 甲に対して、2週間に1回以上業務の処理状況を報告すること。
- 二 別表(2)に記載する方法により、広く賃貸借契約の相手方を探索し、契約の成立に向けて積極的に努力すること。

(賃貸借条件に関する意見の根拠の明示)

第2条 乙は、頭書(2)に記載する賃貸借条件の決定に際し、甲に、その条件に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明しなければなりません。

(賃貸借条件の変更の助言等)

第3条 乙は、賃貸借条件が地価や物価の変動その他事情の変更によって不適当と認められるに至ったときは、甲に対して、賃貸借条件の変更について根拠を示して助言します。

2 甲は、賃貸借条件を変更しようとするときは、乙にその旨を協議しなければなりません。

(賃貸借代理報酬の支払い)

第4条 乙の賃貸借代理によって目的物件の賃貸借契約が成立したときは、甲は、乙に対して、頭書(3)に記載する報酬（以下「賃貸借代理報酬」といいます。）を支払わなければなりません。

2 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを賃貸借契約の当事者に交付した後でなければ、賃貸借代理報酬を受領することができません。

(敷金等の引渡し)

第5条 乙は、目的物件の賃貸借契約の成立により徴収した敷金その他一時金を、速やかに、甲に引き渡さなければなりません。

(特別依頼に係る費用の支払い)

第6条 甲が乙に特別に依頼した広告等の業務の費用は甲の負担とし、甲は、乙の請求に基づいて、その実費を支払わなければなりません。

(直接取引)

第7条 この契約の有効期間内又は有効期間の満了後3か月以内に、甲が乙の紹介によって知った相手方と乙を排除して目的物件の賃貸借契約を締結したときは、乙は、甲に対して、契約の成立に寄与した割合に応じた相当額の報酬を請求することができます。

(違約金の請求)

第8条 甲は、この契約の有効期間内に、乙以外の宅地建物取引業者に目的物件の賃貸借媒介又は賃貸借代理を依頼することができません。甲がこれに違反し、賃貸借契約を成立さ

せたときは、乙は、甲に対して、賃貸借代理報酬額に相当する金額（この賃貸借代理報酬に係る消費税に相当する額を除きます。）の違約金の支払いを請求することができます。

（自ら発見した相手方と契約しようとする場合の通知）

第9条 甲は、この契約の有効期間内に、自ら発見した相手方と目的物件の賃貸借契約を締結しようとするときは、その旨を乙に通知しなければなりません。

（費用償還の請求）

第10条 この契約の有効期間内において、甲が自ら発見した相手方と目的物件の賃貸借契約を締結したとき、又は乙の責めに帰することができない事由によってこの契約が解除されたときは、乙は、甲に対して、賃貸借代理業務に要した費用の償還を請求することができます。

2 前項の費用の額は、賃貸借代理報酬額を超えることはできません。

（有効期間）

第11条 この契約の有効期間は、頭書(4)に記載するとおりとします。

（更新）

第12条 この契約の有効期間は、甲及び乙の合意に基づき、更新することができます。

- 2 前項の更新をしようとするときは、有効期間の満了に際して、甲から乙に対し、文書でその旨を申し出るものとします。
- 3 前二項による有効期間の更新に当たり、甲乙間で契約の内容について別段の合意がなされなかったときは、従前の契約と同一内容の契約が成立したものとみなします。

（契約の解除）

第13条 甲又は乙がこの契約に定める義務の履行に関してその本旨に従った履行をしない場合には、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができます。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、この契約を解除することができます。
 - 一 乙がこの契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき。
 - 二 乙が宅地建物取引業に関して著しく不当な行為をしたとき。

（特約）

賃貸借代理業務

業務内容	業務実施要領
(1) 賃貸借条件の提案	情報誌、業者チラシ等の収集及び現地観察により、近隣の賃貸借物件の賃料相場を調査し、賃料の査定を行う。
(2) 物件の紹介	イ 紹介図面を作成する。 ロ 次の方法により、広く賃貸借契約の相手方の探索を行う。 1) _____ 2) _____ 3) _____
	ハ 借希望者からの問合せ、借希望者の来店等に対応して、目的物件の説明、現地への案内等を行う。
	ニ 2週間に1回以上、業務の処理状況を甲に報告する。
(3) 入居者の審査	イ 賃料支払能力の確認等借希望者に係る調査及び保証能力の確認等連帯保証人に係る調査を行う。 ロ 借希望者に対し、最終的な賃貸借の意思の確認を行う。 ハ 上記調査の結果を甲に報告し、当該借希望者と賃貸借契約を締結することについて、甲と協議する。
(4) 重要事項の説明	イ 権利関係、設備関係、賃貸借条件等の必要な事項を確認し、重要事項説明書を作成する。 ロ 重要事項説明書に基づき、借希望者に対し、重要事項の説明を行う。
(5) 賃貸借契約の締結	イ 賃貸借契約書の作成を補助する。 ロ 賃貸借契約書に甲を代理して署(記)名押印するとともに、借主の署(記)名押印を得て、甲と借主の双方に賃貸借契約書を交付する。 ハ 敷金等を借主から徴収し、速やかに、甲に引き渡す。
(6) 鍵の引渡し	借主に鍵を引き渡す。

住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書（一括委託型）

1. この契約は、目的物件について、次の業務を当社に委託するものです。
 - ①賃貸借代理業務（物件の紹介、入居者の審査、賃貸借契約の締結等の業務）
 - ②管理業務
 - イ 契約管理業務（賃料等の徴収、運営・調整、契約更新、解約等の業務）
 - ロ 清掃業務（目的物件の共用部分、屋外等の各種清掃業務）
 - ハ 設備管理業務（建物、屋外施設、電気設備等の点検等の業務）
2. 当社は、目的物件の賃貸借代理業務に関して、広く賃貸借契約の相手方を探索し、契約の成立に向けて積極的に努力します。
3. 依頼者は、目的物件の賃貸借代理業務若しくは賃貸借媒介業務又は管理業務を、当社以外の業者に重ねて依頼することができません。
4. 依頼者は、自ら発見した相手方と賃貸借契約を締結しようとするときは、当社と協議が必要です。
5. この契約の有効期間は、3か年です。
6. 依頼者又は当社は、少なくとも3か月前に解約の申入れを行うことにより、この契約を終了させることができます。

依頼者（以下「甲」といいます。）は、この契約書により、頭書(1)に記載する甲の依頼の目的である物件（以下「目的物件」といいます。）について、賃貸借代理業務及び管理業務を宅地建物取引業者（以下「乙」といいます。）に委託し、乙はこれを承諾します。

年　月　日

甲・依頼者	住所	印
	氏名	
乙・宅地建物取引業者	商号（名称）	印
	代表者	
	主たる事務所の所在地	
	免許証番号	

(1) 貸貸借の目的物件

名 称			
所在地			
構 造	造 階建	工事完了年月	年 月

(2) 貸貸借条件

住 戸			賃 料 等				敷 金 等	
住戸番号 (号室)	面 積 (m ²)	間取り	賃 料 (賃 附)	共益費 (賃 附)	附 属 施 設		敷 金 (賃の 附分)	その他の 敷 金
					種類	使 用 料		

(3) 報酬

① 貸貸借代理報酬

賃貸借代理報酬	成約1件につき、頭書(2)に記載する賃料の____か 月分相当額に消費税額を合計した額
---------	--

②管理報酬

	報酬額	支払時期
契約管理業務に係る報酬		
清掃業務に係る報酬		
設備管理業務に係る報酬		

(4) 敷金等及び賃料等の引渡し

敷金等及び賃料等の振込先	賃料等の引渡期日
振込先金融機関名： 預 金：普通 当座 口 座 番 号： 口 座 名 義 人：	毎月 日まで

(5) 収支報告書の作成

作成期日
毎月 日まで

(6) 有効期間

始 期	年 月 日	3か年
終 期	年 月 日	

(賃貸借代理業務及び管理業務の内容)

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」といいます。）を乙に委託します。

一 賃貸借代理業務（別表第一に掲げる業務）

二 管理業務

イ 契約管理業務（別表第二に掲げる業務）

ロ 清掃業務（別表第三に掲げる業務）

ハ 設備管理業務（別表第四に掲げる業務）

(第三者への再委託)

第2条 乙は、前条第二号ロ又はハの業務の全部又は一部を第三者に再委託することができます。

2 乙は、再委託した業務の処理について、甲に対して、自らなしたと同等の責任を負うものとします。

(代理権の授与)

第3条 乙は、委託業務のうち次の各号に掲げる業務について、甲を代理するものとします。ただし、乙は、第四号から第七号までに掲げる業務を実施する場合には、その内容について事前に甲と協議し、承諾を求めるなければなりません。

一 敷金その他一時金（以下「敷金等」といいます。）並びに賃料、共益費及び附属施設使用料（以下「賃料等」といいます。）の徴収

二 未収金の督促

三 賃貸借契約に基づいて行われる借主から甲への通知の受領

四 賃貸借契約の締結

五 賃貸借契約の更新

六 修繕の費用負担についての借主との協議

七 賃貸借契約の終了に伴う原状回復についての借主との協議

(借主に対する管理業務の説明)

第4条 乙は、第1条第二号の管理業務の内容及び前条の規定により管理業務に関して甲から授与された代理権の内容を、管理業務の開始後、速やかに、借主に説明しなければなりません。借主の変更があった場合についても、同様とします。

(委託の証明措置)

第5条 甲は、乙から要請があった場合には、乙に対して、委任状の交付その他委託業務を委託したことの証明するために必要な措置を探らなければなりません。

(善管注意義務)

第6条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければなりません。

(賃貸借代理業務の継続的実施義務)

第7条 乙は、目的物件の各住戸で空室となっているもの又は借主が退去することが確実となつたもの（以下「募集物件」といいます。）について、速やかに賃貸借代理業務を開始しなければなりません。

(成約に向けての積極的努力義務)

第8条 乙は、募集物件に関して、次の事項を履行する義務を負います。

- 一 甲に対して、1か月に1回以上業務の処理状況を報告すること。
- 二 別表第一(2)ロに記載する方法により、広く賃貸借契約の相手方を探索し、契約の成立に向けて積極的に努力すること。

(賃貸借条件に関する意見の根拠の明示)

第9条 乙は、頭書(2)に記載する賃貸借条件の決定に際し、甲に、その条件に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明しなければなりません。

(賃貸借条件の変更の助言等)

第10条 乙は、募集物件の賃貸借条件が地価や物価の変動その他事情の変更によって不適当と認められるに至ったときは、甲に対して、賃貸借条件の変更について根拠を示して助言します。

- 2 甲は、募集物件の賃貸借条件を変更しようとするときは、乙とその旨を協議しなければなりません。

(賃貸借代理報酬の支払い)

第11条 乙の賃貸借代理によって募集物件の賃貸借契約が成立したときは、甲は、乙に対して、頭書(3)①に記載する報酬（以下「賃貸借代理報酬」といいます。）を支払わなければなりません。

- 2 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを賃貸借契約の当事者に交付した後でなければ、賃貸借代理報酬を受領することができません。

(直接取引)

第12条 この契約の有効期間内又は有効期間の満了後3か月以内に、甲が乙の紹介によって知った相手方と乙を排除して募集物件の賃貸借契約を締結したときは、乙は、甲に対して、契約の成立に寄与した割合に応じた相当額の報酬を請求することができます。

(違約金の請求)

第13条 甲は、この契約の有効期間内に、乙以外の宅地建物取引業者に募集物件の賃貸借媒介又は賃貸借代理を依頼することができません。甲がこれに違反し、賃貸借契約を成立さ

せたときは、乙は、甲に対して、賃貸借代理報酬額に相当する金額（この賃貸借代理報酬に係る消費税に相当する額を除きます。）の違約金の支払いを請求することができます。

（自ら発見した相手方との契約）

- 第14条 甲は、この契約の有効期間内に、自ら発見した相手方と募集物件の賃貸借契約を締結しようとするときは、その旨を乙と協議しなければなりません。
- 2 この契約の有効期間内において、甲が自ら発見した相手方と募集物件の賃貸借契約を締結したときは、乙は、甲に対して、賃貸借代理業務に要した費用の償還を請求することができます。
- 3 前項の費用の額は、賃貸借代理報酬額を超えることはできません。

（管理報酬の支払い）

- 第15条 甲は、乙に対して、管理業務に関して、賃貸借代理報酬とは別に頭書(3)②の記載に従い、報酬（以下「管理報酬」といいます。）を支払わなければなりません。

（特別依頼に係る費用の支払い）

- 第16条 甲が乙に特別に依頼した広告等の業務の費用は甲の負担とし、甲は、乙の請求に基づいて、その実費を支払わなければなりません。

（乙が立て替えた費用の償還）

- 第17条 乙が委託業務を遂行する上でやむを得ず立て替えた費用については、甲は、乙に、速やかに、償還しなければなりません。

（敷金等及び賃料等の引渡し）

- 第18条 乙は、募集物件の賃貸借契約の成立により徴収した敷金等を、頭書(4)に記載する振込先に振り込むことにより、速やかに、甲に引き渡さなければなりません。
- 2 乙は、借主から徴収した当月分の賃料等を、毎月、頭書(4)に記載する振込先に、頭書(4)に記載する期日までに振り込むことにより、甲に引き渡さなければなりません。
- 3 前項の場合において、乙は、賃料等から、当月分の賃貸借代理報酬、管理報酬、特別依頼に係る費用等で賃料等から差し引くことについてあらかじめ甲の承諾を得ているものを差し引くことができます。

（委託業務の報告等）

- 第19条 乙は、頭書(5)に記載する期日までに委託業務に係る収支報告書を作成し、甲に報告しなければなりません。
- 2 前項の規定による報告のほか、甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の執行に関して報告を求めることができます。
- 3 前二項の場合において、甲は、乙に対し、委託業務に係る関係書類の提示を求めるこ

ができます。

- 4 甲又は乙は、必要があると認めるときは、委託業務の執行に関して相互に意見を述べ、又は協議を求めるることができます。

(住戸への立入調査)

第20条 乙は、委託業務を行うため必要があるときは、住戸に立ち入ることができます。

- 2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該住戸の借主に通知し、その承諾を得なければなりません。ただし、防災等の緊急を要するときは、この限りではありません。

(免責事項)

第21条 乙は、甲が次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

- 一 天災地変等不可抗力による損害
- 二 乙の責めに帰すことができない火災、盗難等の事故の発生による損害
- 三 乙が善良なる管理者の注意をもって管理業務を行ったにもかかわらず生じた諸設備の故障による損害
- 四 前各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すことができない事由によって生じた損害

(有効期間)

第22条 この契約の有効期間は、頭書(6)に記載するとおりとします。

(更新)

第23条 この契約の有効期間は、甲及び乙の合意に基づき、更新することができます。

- 2 前項の更新をしようとするときは、甲又は乙は、有効期間が満了する日までに、相手方に対し、文書でその旨を申し出るものとします。
- 3 前二項による有効期間の更新に当たり、甲乙間で契約の内容について別段の合意がなされなかったときは、従前の契約と同一内容の契約が成立したものとみなします。

(契約の解除)

第24条 甲又は乙がこの契約に定める義務の履行に関してその本旨に従った履行をしない場合には、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができます。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、この契約を解除することができます。
- 一 乙がこの契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき。
 - 二 乙が宅地建物取引業に関して著しく不当な行為をしたとき。

(解約の申入れ)

第25条 甲又は乙は、その相手方に対して、少なくとも3か月前に文書により解約の申入れを行うことにより、この契約を終了させることができます。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、3か月分の管理報酬相当額の金員を乙に支払うことにより、隨時にこの契約を終了させることができます。

(契約終了時の処理)

第26条 この契約が終了したときは、乙は、甲に対し、目的物件に関する書類及びこの契約に関して乙が保管する金員を引き渡すとともに、賃料の滞納状況を報告しなければなりません。

2 この契約が終了したときは、甲及び乙は、借主に対し、乙による目的物件の管理業務が終了したこと及び新たに目的物件の管理を行うこととなる者を通知しなければなりません。

(合意管轄裁判所)

第27条 この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、　地方(簡易)裁判所をもって管轄裁判所とするものとします。

(特約)

賃貸借代理業務

業務内容	業務実施要領
(1) 賃貸借条件の提案	情報誌、業者チラシ等の収集及び現地視察により、近隣の賃貸借物件の賃料相場を調査し、賃料の査定を行う。
(2) 物件の紹介	<p>イ 紹介図面を作成する。</p> <p>ロ 次の方法により、広く賃貸借契約の相手方の探索を行う。</p> <p>1) _____</p> <p>2) _____</p> <p>3) _____</p> <p>ハ 借希望者からの問合せ、借希望者の来店等に対応して、募集物件の説明、現地への案内等を行う。</p> <p>ニ 1か月に1回以上、業務の処理状況を甲に報告する。</p>
(3) 入居者の審査	<p>イ 賃料支払能力の確認等借希望者に係る調査及び保証能力の確認等連帯保証人に係る調査を行う。</p> <p>ロ 借希望者に対し、最終的な賃貸借の意思の確認を行う。</p> <p>ハ 上記調査の結果を甲に報告し、当該借希望者と賃貸借契約を締結することについて、甲と協議する。</p>
(4) 重要事項の説明	<p>イ 権利関係、設備関係、賃貸借条件等の必要な事項を確認し、重要事項説明書を作成する。</p> <p>ロ 重要事項説明書に基づき、借希望者に対し、重要事項の説明を行う。</p>
(5) 賃貸借契約の締結	<p>イ 賃貸借契約書の作成を補助する。</p> <p>ロ 賃貸借契約書に甲を代理して署(記)名押印するとともに、借主の署(記)名押印を得て、甲と借主の双方に賃貸借契約書を交付する。</p> <p>ハ 敷金等を借主から徴収し、頭書(4)に記載する振込先に振り込むことにより、速やかに、甲に引き渡す。振込手数料については、甲の負担とする。</p>
(6) 鍵の引渡し	借主に鍵を引き渡す。

(別表第二)

契約管理業務

業務区分	業務内容	業務実施要領
1 賃料等の徴収業務	(1) 賃料等の徴収	<p>イ 借主による乙の銀行口座への振込み又は借主の銀行口座からの自動引落しにより、借主から賃料等を徴収する。</p> <p>ロ 銀行から送信される借主の月々の振込データにより入金状況を確認し、甲に報告する。</p> <p>ハ 振り込まれた賃料等から、報酬及び賃料から差し引くことについてあらかじめ甲の承諾を得ている費用を差し引き、頭書(4) の記載に従い、甲に引き渡す。振込手数料については、甲の負担とする。</p>
	(2) 未収金の督促	<p>イ 銀行から送信された振込データを基に未収金リストを作成する。</p> <p>ロ 滞納者に対し、電話、訪問、督促状により督促を行う。</p> <p>ハ ロの督促にもかかわらず、なお賃料等を支払わない者について、甲に対し、徴収に関する法的手段の助言を行う。</p>
	(3) 管理費用の支払代行	共用部分に係る電気代等甲が支払うべき費用について、徴収した賃料等から支払いを行い、甲に報告する。支払代行を行う費用の範囲については、あらかじめ甲と協議して定める。
	(4) 月次報告書の作成及び送付	毎月、精算業務終了後、その月の収支状況を記載した報告書を作成し、甲に送付する。
2 運営・調整業務	(1) 入居立会い	入居日又はそれに先立つ日に立ち会い、室内の点検、電気・ガス・水道の開栓等の確認、建物の使用に関する規則、設備の使用方法等について、借主に説明を行う。
	(2) 建物、設備の苦情等への対応	<p>イ 借主から建物、設備等の不具合について苦情等があった場合には、これを聴取し、現状の確認を行う。</p> <p>ロ 建物、設備等に関して修繕等の必要があると認められる場合には、修繕業者に連絡し、見積書を作成させる。</p> <p>ハ 工事内容、費用及び甲と借主との負担割合について、甲と協議する。</p> <p>ニ 甲と協議した内容に基づき、甲を代理して借主の負担額等について借主と協議し、借主の合意を得る。</p>

2 運 営 ・ 調 整 業 務		<p>ホ 修繕業者に対して、工事を発注する。</p> <p>ヘ 工事終了後、点検を行った上、工事費用を負担すべき者に対し、当該費用の請求を行う。</p> <p>ト 事故等により、緊急に修繕の必要があり、業者と甲又は借主との間で事前に調整を行う時間的余裕がない場合は、業者はイからへの手続きによらず、修繕を実施することができる。この場合においては、修繕の内容及び費用を速やかに甲又は借主に通知し、費用負担に関する調整は事後に行うものとする。</p>
	(3) 借主等からの苦情等への対応	<p>イ 借主又は近隣住者から苦情等の申出があった場合は、事情を聴取し、現状の確認を行う。</p> <p>ロ 甲に現状の報告を行い、処理方針を協議する。</p> <p>ハ 甲と協議した内容に基づき、相手方に対する是正申入れ等の措置を講じる。</p> <p>二 甲及び苦情の申出者に対して処理結果を報告する。</p>
	(4) 有害行為に対する措置	<p>イ 借主が法令、賃貸借契約若しくは使用規則に違反する行為又は目的物件の保存に有害な行為を発見した場合には、その行為の中止を求める。</p> <p>ロ 中止の要求に応じない場合には、甲に法的措置の助言を行う。</p>
	(5) 賃貸借契約に基づく甲と借主との間の連絡調整	<p>イ 解約の申入れその他賃貸借契約に基づいて行われる借主から甲への通知を、甲を代理して受領し、甲に連絡する。</p> <p>ロ 借主から住戸の様替え、共用部分における広告物の掲示その他賃貸借契約上甲の承諾が必要な行為の申出があった場合において、借主と甲との間の連絡調整を行う。</p> <p>ハ その他賃貸借契約に関して甲と借主との間の連絡調整を行う。</p>
	(6) 諸官公庁等への届出事務の代行	必要に応じ、官公署、電力、ガス会社等への諸届けを代行する。
	(7) 台帳の管理等	賃貸借条件、賃料変更状況等について記載された台帳を作成し、保管する。
	(8) 空室管理	空室となっている募集物件について、定期的に巡回、換気を行う。

3 契 約 更 新 業 務	(1) 借主の更新意思の確認	賃貸借契約の有効期間が満了する一定期間前に、借主に対し、契約の継続意思の確認を行う。
	(2) 新賃貸条件の提案及び交渉	<p>イ 近隣賃貸物件の賃料相場についての調査に基づき、継続賃料の査定を行い、当該賃料について甲と協議する。</p> <p>ロ 甲と協議した内容に基づき、甲を代理して賃料改定について借主と協議する。</p> <p>ハ 借主が賃料改定について合意した後、契約更新を証する書類に甲を代理して署（記）名押印するとともに、借主の署（記）名押印を得て、甲と借主の双方にこの書類を送付する。</p>
4 解 約 業 務	(1) 解約に伴う借主と甲との連絡調整	賃貸借契約の終了が確定となった場合には、解約日、物件引渡日等日程の調整を借主と行い、甲に報告する。
	(2) 明渡しの確認及び鍵の受領	物件の明渡しを確認して、借主から鍵を受領する。
	(3) 住戸部分の原状回復についての借主との協議	<p>イ 明渡し後、借主とともに修繕箇所の点検を行い、修繕業者に修繕費の見積りを算出させる。</p> <p>ロ 修繕内容、費用及び甲と借主との負担割合について、甲と協議する。</p> <p>ハ 甲との協議の内容に基づき、甲を代理して借主の負担額等について借主と協議し、借主の合意を得る。</p> <p>ニ 修繕業者に対して、工事を発注する。</p> <p>ホ 修繕工事終了後、点検を行った上、修繕費を負担する者に対し、当該費用の請求を行う。</p>
	(4) 敷金の精算事務	<p>イ 借主の負担する修繕費等の債務が敷金と相殺される場合には、精算書を作成し、甲及び借主に報告する。</p> <p>ロ 残余金の返還の必要がある場合には、精算書に従い、残余金の返還を行うべき旨を甲に通知する。</p>

(別表第三)

清掃業務

区分	場所別 作業種別	建物部分							屋外部分			その他		
		玄関 下	廊 段	階 段	屋外階段	共同 トイレ	共同 槽器施設	壁 ・天井	建物通り	植栽部分・庭	自転車置場	ゴミ集積所	壁・造作	マンホール
作業標準日数	1 掃き掃除													
	2 紙屑等処理													
	3 拭き掃除													
	4 水洗い処理													
	5 ワックス掃除													
	6 ガラス拭き													
	7 ドア拭き													
	8 排水口掃除													
	9 金属磨き													
	10 利容器洗い													
	11 灯具掃除													
	12 除草													
備考														

場所別・作業種別毎の作業は、通常要する範囲及び時間において行う作業とすること。この場合において、常時利用状態にある等のため作業実施後、直ちに汚損がある場所等については、通常の作業工程を一通り終わった段階で作業完了したものとする。

設備管理業務

業務対象箇所	業務内容	
	定期的外観点検等	整備・修理及び法定点検等
1 建物 玄関周り 廊下 屋根 内壁 (空室時のみ) 外壁 共用トイレ	表層部外観点検 表層部外観点検 表層部外観点検 表層部外観点検 表層部外観点検 外観点検	回/年 回/年 回/年 回/年 回/年 回/年
2 屋外施設 柵・フェンス 掲示板 駐車場 自転車置場 植栽部分・庭 ゴミ集積所 水道 外灯 マンホール	外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 外観点検	回/年 回/年 回/年 回/年 回/年 回/年 回/年 回/年 回/年
3 電気設備 1)自家用受変電設備 2)自家用受変電設備 以外の電気設備 ◇照明器具	外観点検	定期検査 保守点検 1回/年 1回/月 都度管球取替
4 給排水衛生設備 1)給水設備 ◇受水槽 2)排水衛生設備 ◇排水管 ◇雨水・排水樹 3)浄化槽設備	外観内部点検 外観点検 外観点検	内清掃・整備 都度清掃 都度清掃 回/年 回/月 回/月
5 テレビ共聴設備	外観点検	調整
6 消防・防災設備 1)自動火災報知器 2)消防設備 3)防犯設備	外観点検	法定点検 法定点検 2回/年 2回/年

住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書（一部委託型）

1. この契約は、目的物件について、次の業務を当社に委託するものです。
①賃貸借代理業務（物件の紹介、入居者の審査、賃貸借契約の締結等の業務）
②管理業務
　イ 契約更新業務
　ロ 解約業務
　ハ 特約業務
2. 当社は、目的物件の賃貸借代理業務に関して、広く賃貸借契約の相手方を探索し、契約の成立に向けて積極的に努力します。
3. 依頼者は、目的物件の賃貸借代理業務若しくは賃貸借媒介業務又は管理業務を、当社以外の業者に重ねて依頼することができません。
4. 依頼者は、自ら発見した相手方と賃貸借契約を締結しようとするときは、当社と協議が必要です。
5. この契約の有効期間は、3か年です。
6. 依頼者又は当社は、少なくとも3か月前に解約の申入れを行うことにより、この契約を終了させることができます。

依頼者（以下「甲」といいます。）は、この契約書により、頭書(1)に記載する甲の依頼の目的である物件（以下「目的物件」といいます。）について、賃貸借代理業務及びこの契約書に定める管理業務を宅地建物取引業者（以下「乙」といいます。）に委託し、乙はこれを承諾します。

年　月　日

甲・依頼者	住所	
	氏名	印
乙・宅地建物取引業者	商号（名称）	
	代表者	印
	主たる事務所の所在地	
	免許証番号	

(1) 貸貸借の目的物件

名称			
所在地			
構造	造 階建	工事完了年月	年 月

(2) 貸貸借条件

住 戸			賃 料 等				敷 金 等	
住戸番号 (号室)	面 積 (m ²)	間取り	賃 料 (賃 用)	共益費 (賃 用)	附 属 施 設		敷 金 (賃の 1 倍)	その他の 料金
					種類	使 用 料		

(3) 報酬

① 貸貸借代理報酬

賃貸借代理報酬	成約 1 件につき、頭書(2)に記載する賃料の ___ か 月分相当額に消費税額を合計した額
---------	---

②管理報酬

	報酬額	支払時期
契約更新業務		
解約業務		
(特約業務)		

(4) 有効期間

始期	年　月　日	3か年
終期	年　月　日	

(賃貸借代理業務及び管理業務の内容)

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」といいます。）を乙に委託します。

- 一 賃貸借代理業務（別表第一に掲げる業務）
- 二 管理業務（別表第二に掲げる業務）
 - イ 契約更新業務
 - ロ 解約業務
 - ハ 別表第二の特約業務の欄に記載された業務

(代理権の授与)

第2条 乙は、委託業務のうち次の各号に掲げる業務について、甲を代理するものします。
ただし、乙は、第二号から第四号までに掲げる業務を実施する場合には、その内容について事前に甲と協議し、承諾を求めるなければなりません。

- 一 敷金その他一時金（以下「敷金等」といいます。）の徴収
- 二 賃貸借契約の締結
- 三 賃貸借契約の更新
- 四 賃貸借契約の終了に伴う原状回復についての借主との協議

(借主に対する管理業務の説明)

第3条 乙は、第1条第二号の管理業務の内容及び前条の規定により管理業務に関して甲から授与された代理権の内容を、管理業務の開始後、速やかに、借主に説明しなければなりません。借主の変更があった場合についても、同様とします。

(委託の証明措置)

第4条 甲は、乙から要請があった場合には、乙に対して、委任状の交付その他委託業務を委託したことを証明するため必要な措置を採らなければなりません。

(善良注意義務)

第5条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければなりません。

(賃貸借代理業務の継続的実施義務)

第6条 乙は、目的物件の各住戸で甲から募集の依頼があったもの又は第10条により借主の退去が確実となった旨の通知があったもの（以下「募集物件」といいます。）について、速やかに賃貸借代理業務を開始しなければなりません。

(成約に向けての積極的努力義務)

第7条 乙は、募集物件に関して、次の事項を履行する義務を負います。

- 一 甲に対して、1か月に1回以上業務の処理状況を報告すること。
- 二 別表第一(2)ロに記載する方法により、広く賃貸借契約の相手方を探査し、契約の成立に向けて積極的に努力すること。

(賃貸借条件に関する意見の根拠の明示)

第8条 乙は、頭書(2)に記載する賃貸借条件の決定に際し、甲に、その条件に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明しなければなりません。

(賃貸借条件の変更の助言等)

第9条 乙は、募集物件の賃貸借条件が地価や物価の変動その他事情の変更によって不適当と認められるに至ったときは、甲に対して、賃貸借条件の変更について根拠を示して助言します。

2 甲は、募集物件の賃貸借条件を変更しようとするときは、乙とその旨を協議しなければなりません。

(退去の通知)

第10条 甲は、目的物件の住戸から借主が退去することが確実となったときは、直ちに、乙に通知するものとします。

(賃貸借代理報酬の支払い)

第11条 乙の賃貸借代理によって募集物件の賃貸借契約が成立したときは、甲は、乙に対して、頭書(3)①に記載する報酬（以下「賃貸借代理報酬」といいます。）を支払わなければなりません。

2 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを賃貸借契約の当事者に交付した後でなければ、賃貸借代理報酬を受領することができません。

(敷金等の引渡し)

第12条 乙は、募集物件の賃貸借契約の成立により徴収した敷金等を、速やかに、甲に引き渡さなければなりません。

(直接取引)

第13条 この契約の有効期間内又は有効期間の満了後3か月以内に、甲が乙の紹介によって知った相手方と乙を排除して募集物件の賃貸借契約を締結したときは、乙は、甲に対して、契約の成立に寄与した割合に応じた相当額の報酬を請求することができます。

(違約金の請求)

第14条 甲は、この契約の有効期間内に、乙以外の宅地建物取引業者に募集物件の賃貸借媒介又は賃貸借代理を依頼することができません。甲がこれに違反し、賃貸借契約を成立させたときは、乙は、甲に対して、賃貸借代理報酬額に相当する金額（この賃貸借代理報酬に係る消費税に相当する額を除きます。）の違約金の支払いを請求することができます。

(自ら発見した相手方との契約)

第15条 甲は、この契約の有効期間内に、自ら発見した相手方と募集物件の賃貸借契約を締結しようとするときは、その旨を乙と協議しなければなりません。

2 この契約の有効期間内において、甲が自ら発見した相手方と募集物件の賃貸借契約を締結したときは、乙は、甲に対して、賃貸借代理業務に要した費用の償還を請求することができます。

3 前項の費用の額は、賃貸借代理報酬額を超えることはできません。

(管理報酬の支払い)

第16条 甲は、乙に対して、管理業務に関して、賃貸借代理報酬とは別に頭書(3)②の記載に従い、報酬（以下「管理報酬」といいます。）を支払わなければなりません。

(特別依頼に係る費用の支払い)

第17条 甲が乙に特別に依頼した広告等の業務の費用は甲の負担とし、甲は、乙の請求に基づいて、その実費を支払わなければなりません。

(有効期間)

第18条 この契約の有効期間は、頭書(4)に記載するとおりとします。

(更新)

第19条 この契約の有効期間は、甲及び乙の合意に基づき、更新することができます。

- 2 前項の更新をしようとするときは、甲又は乙は、有効期間が満了する日までに、相手方に対し、文書でその旨を申し出るものとします。
- 3 前二項による有効期間の更新に当たり、甲乙間で契約の内容について別段の合意がなされなかったときは、従前の契約と同一内容の契約が成立したものとみなします。

(契約の解除)

第20条 甲又は乙がこの契約に定める義務の履行に関してその本旨に従った履行をしない場合には、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができます。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、この契約を解除することができます。
 - 一 乙がこの契約に係る重要な事項について故意若しくは重大失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき。
 - 二 乙が宅地建物取引業に関して著しく不当な行為をしたとき。

(解約の申入れ)

第21条 甲又は乙は、その相手方に対して、少なくとも3か月前に文書により解約の申入れを行うことにより、この契約を終了させることができます。

(合意管轄裁判所)

第22条 この契約に起因する紛争に關し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、　地方(簡易)裁判所をもって管轄裁判所とするものとします。

(特約)

賃貸借代理業務

業務内容	業務実施要領
(1) 賃貸借条件の提案	情報誌、業者チラシ等の収集及び現地視察により、近隣の賃貸借物件の賃料相場を調査し、賃料の査定を行う。
(2) 物件の紹介	<p>イ 紹介図面を作成する。</p> <p>ロ 次の方法により、広く賃貸借契約の相手方の探索を行う。</p> <p>1) _____</p> <p>2) _____</p> <p>3) _____</p>
	<p>ハ 借希望者からの問合せ、借希望者の来店等に対応して、募集物件の説明、現地への案内等を行う。</p> <p>ニ 1か月に1回以上、業務の処理状況を甲に報告する。</p>
(3) 入居者の審査	<p>イ 賃料支払能力の確認等借希望者に係る調査及び保証能力の確認等連帯保証人に係る調査を行う。</p> <p>ロ 借希望者に対し、最終的な賃貸借の意思の確認を行う。</p> <p>ハ 上記調査の結果を甲に報告し、当該借希望者と賃貸借契約を締結することについて、甲と協議する。</p>
(4) 重要事項の説明	<p>イ 権利関係、設備関係、賃貸借条件等の必要な事項を確認し、重要事項説明書を作成する。</p> <p>ロ 重要事項説明書に基づき、借希望者に対し、重要事項の説明を行う。</p>
(5) 賃貸借契約の締結	<p>イ 賃貸借契約書の作成を補助する。</p> <p>ロ 賃貸借契約書に甲を代理して署(記)名押印するとともに、借主の署(記)名押印を得て、甲と借主の双方に賃貸借契約書を交付する。</p> <p>ハ 敷金等を借主から徴収し、速やかに、甲に引き渡す。</p>
(6) 鍵の引渡し	借主に鍵を引き渡す。

(別表第二)

管理業務

業務区分	業務内容	業務実施要領
1 契約更新業務	(1) 借主の更新意思の確認 (2) 新賃貸条件の提案及び交渉	賃貸借契約の有効期間が満了する一定期間前に、借主に対し、契約の継続意思の確認を行う。 イ 近隣賃貸物件の賃料相場についての調査に基づき、継続賃料の査定を行い、当該賃料について甲と協議する。 ロ 甲と協議した内容に基づき、甲を代理して賃料改定について借主と協議する。 ハ 借主が賃料改定について合意した後、契約更新を証する書類に甲を代理して署(記)名押印するとともに、借主の署(記)名押印を得て、甲と借主の双方にこの書類を送付する。
2 解約業務	(1) 解約に伴う借主と甲との連絡調整 (2) 明渡しの確認及び鍵の受領 (3) 住戸部分の原状回復についての借主との協議 (4) 敷金の精算事務	賃貸借契約の終了が確定となった場合には、解約日、物件引渡し日等日程の調整を借主と行い、甲に報告する。 物件の明渡しを確認して、借主から鍵を受領する。 イ 明渡し後、借主とともに修繕箇所の点検を行い、修繕業者に修繕費の見積りを算出させる。 ロ 修繕内容、費用及び甲と借主との負担割合について、甲と協議する。 ハ 甲との協議の内容に基づき、甲を代理して借主の負担額等について借主と協議し、借主の合意を得る。 ニ 修繕業者に対して、工事を発注する。 ホ 修繕工事終了後、点検を行った上、修繕費を負担する者に対し、当該費用の請求を行う。 イ 借主の負担する修繕費等の債務が敷金と相殺される場合には、精算書を作成し、甲及び借主に報告する。 ロ 残余金の返還の必要がある場合には、精算書に従い、残余金の返還を行うべき旨を甲に通知する。
3 特約業務		